

「箕輪町こどもの未来応援条例」制定に向けた
子ども・子育て審議会への意見聴取（第4回）

1 日時

令和5年11月6日（月曜日） 18:00～18:35

2 場所

箕輪町役場2階 大会議室

3 出席者

<委員>

赤間会長、中澤副会長、久保田委員、阿部委員、井口委員、向山委員、中村委員、白鳥委員、唐沢委員、鹿野委員、小口委員、倉科委員、原委員

<町・事務局>

町長、企画振興課、福祉課、子ども未来課、教育委員会学校教育課

4 議事概要

(1) 開会

(2) 説明・協議事項

<説明事項1 パブリックコメント実施後の「箕輪町こどもの未来応援条例（案）」について>

【事務局】

（資料1及び資料2に基づき説明）

資料1にお示ししたパブリックコメントのほかに、条例（案）第5条（保護者及び子育て家庭の役割）第3号の「妊娠や子育てについて不安、困難等に直面したときは、抱え込まず、周囲に相談し、又は必要な支援若しくは協力を求めること。」という規定は、保護者等の役割でいいのか、というご意見があった。町としては、子どもを守る、支えていくという観点から、子育て家庭や保護者が、子どもや子育てに関することで支えてほしいこと、相談に乗ってほしいことを発信してほしいという思いを込めて、保護者等の役割として規定している。

【委員】

第5条第2号「家庭をこどもにとって安心して生活することができる場所となるよう整えること。」は、「家庭がこどもにとって安心して生活することができる場所となるよう整えること。」のほうがよいのではないか。

【事務局】

修正を検討する。

【副会長】

資料1について、意見を寄せた方の年代や性別は分かるか。こういった方に本条例（案）に対して関心を持ってもらっているか知りたい。

【事務局】

意見をいただく際には、任意で氏名や住所等を求めていたが、性別や年齢は求めていなかった。また、匿名の意見もあったので、意見者がこういった属性であるかということは把握していない。

【委員】

条例制定に向けたこども・子育て家庭に対するアンケートの結果では、居場所を求める声が多かったし、パブリックコメントでも「こどもの居場所」について具体的な求める意見もあったようなので、第4条の町の責務として検討してほしい。参考までに、川崎市子どもの権利に関する条例の第27条には、具体的に「子どもの居場所」について記載がある。

【事務局】

検討する。

【委員】

第7条第1号「～こどもが主体的に学び、及び育つことができるよう～」とあるが、「及び」がない方が条文としては好ましいのではないか。

【事務局】

条例の細かな文言や表現については、ご指摘の部分も含めて、町の法規審査委員会で法令として好ましい表現に整えていく。

【委員】

本条例（案）は町の方向性を示すものと捉えているので、条例（案）について細かい施策ひとつひとつを検討していく必要はないと思う。こども・子育て支援にとって大事なのは、これから具体的にどういった計画を作っていくか、あるいは、どう施策につなげていくかという点だ。計画を作っていく際には「合議制の機関」を設けるとのことだが、計画や施策を進めて

いく際には、一つの部署でまとめてやってほしい。複数の部署が関わっているのは分かるが、一貫性をもって実施してほしい。

【町長】

どのような形で計画を作っていくかについては、「合議制の機関」をどのようなものにするかという点も含めて検討していきたい。新たな審議会を作るかどうかは決まっていないが、現在の子ども・子育て審議会では構成員にこどもや保護者、子育て中の方が含まれておらず

(※) 不十分だと思うので、当事者の方が意見表明できる体制に切り替えていきたいと考えている。また、こどもに関係することの中には学校教育の観点があり、特に小・中学校以降は教育委員会に議論していただかないといけない内容であるため、「合議制の機関」だけで議論できないので、役割分担等を考えていきたい。

先ほど「こどもの居場所」に関する意見をいただいたが、「こどもの居場所」の整備の必要性については委員のおっしゃる通りだと思っている。しかし、今回の条例（案）においては、個別具体的な施策に関する規定は入れ込まないという想定でいる。「こどもの居場所」以外にも必要な施策はいくつもあるが、それらも入れ込んでいない。条文の体裁を鑑みて、「こどもの居場所」について入れ込むことが妥当かどうかは、今一度判断していく。事務局としては、審議会に条例（案）を了解していただいても、町議会で可決していただかなければならず、そういった観点からも調整していきたい。

※ 箕輪町子ども・子育て審議会の委員には、子育てサークルの代表者や保育園の保護者代表、小・中学校のPTA代表の方がいらっしゃいます。

【副会長】

先日開催された教育委員会の定例会において、教育委員から出された意見（概要）を紹介する。「第5条（保護者及び子育て家庭の役割）の部分、表現が柔らかくなっており、全体的にもよく練られた文章になっている。」、「第3条の基本理念については、箕輪町のスタンダードになってほしい。地域に条例を周知する際には、それぞれの条文の意味を読み解けるような機会を設けてほしい。また、分かりやすく簡潔な言葉でも表現してほしい。」、「保育園や学校、教育委員会、子育てサークル、助産所等、地域の様々な主体がつながりながら、こどもの未来を応援していく体制を作ってほしい。」、「企業や地域の人に広く理解してもらえるようにしてほしい。保護者がこどもとの関わりを優先したいときに、仕事や地域の役割を代わってあげるといような助け合いがある町になってほしい。」というような意見があった。

【事務局】

条例（案）が可決された際に、広く町民に条例の理念を理解していただけるような広報の方法等を検討している。例えば、PRのための資料を、大人向け版、学年等に応じたこども向け

版、やさしい日本語版で作成するといったことを考えている。地域の皆さんに条例の内容がしっかり伝わっていくような工夫をしていく。

(3) その他

【事務局】

本日で予定されていた全4回の意見聴取が終了した。ありがとうございました。今回もいくつかご意見をいただきましたが、事務局で内容を検討していきながら、今後町議会への上程に向けて法規審査委員会による審査等の手続を進めていく。制定までの流れの中で、再度審議会から意見をいただきたい部分が発生した場合は、改めて参集いただくこともあると思うが、その際は、改めてご連絡する。

(4) 閉会